

他自治体の導入例

関連項目	他自治体の導入例 ※青字は他自治体にはないが、沖縄県で取り入れたい内容
I 総論 (計画の考え方、現状・統計、計画の方向等)	<p>○より当事者の視点にたったきめ細かい施策を実施するために、定期的に条例の改正を行う [明石市] ○支援金と貸付金の両方の制度を設ける [明石市] ○犯罪被害者給付金の支給対象に同性パートナーも含む旨を明記</p>
II 各論 方針1 損害回復・経済的負担軽減	<p>○家事・介護費用助成、配食サービス費用助成、転居費用助成、ハウスクリーニング費用助成 [札幌市] ○日常生活支援：①ヘルパー派遣、家事・育児・介護の支援、②食事の配達 [名古屋市] ○日常生活の支援ホームヘルパーの派遣や配食サービス [大阪市] ○助成金・支援金の交付 (一時保育費、精神医療費、転居費) [大阪市] ○家事ヘルパー、一時保育、家庭での学習、就職に必要な資格取得などにかかった費用の助成、転居後の家賃、配食サービス実施の費用、住居復旧・防犯対策に係る費用、一時避難場所に係る費用などの助成 [神戸市] ○犯罪被害者等生活資金 (緊急転居費用、家賃補助、住居復旧及び防犯対策費等) [神戸市]</p> <p>○生活資金給付制度 (30万円) [京都市] ○日常生活支援金 (ホームヘルプ費用、一時預かり費用) [京都市] ○支援金：死亡30万円、重傷病10万円 (他自治体の見舞金にあたるもの) [名古屋市] ○犯罪被害者等生活資金貸付制度 (上限30万円) ※後に犯給金で返済することが条件 [山形県] ○生活資金貸付 (上限100万円)、一時的な住居 (緊急避難場所) の提供等 [神奈川県] ○生活資金貸付制度 (100万円) [和歌山県] ○生活資金補助金 (死亡30万円、重傷病10万円) [高知県] ○条例の中に給付金の支給に努めることを規定 [長野県]</p> <p>○見舞金給付制度 (死亡30万円、重傷病10万円) [東京都] ○見舞金：遺族が、損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給 [名古屋市]</p>
	<p>○立替支援金 (条例14条)。加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義 (公正証書を除く。) を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金 (上限300万円) を支給する制度 [明石市] ○特例給付金 (加害者が刑事責任を問われない等の理由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対する給付金、20万円)、真相究明についての支援、民事裁判に出席するための場合の旅費の補助、財産管理手続等の費用の補助 [明石市]</p> <p>○転居費用助成金 (最大20万円) [山口県] ○転居費用補助金 (上限20万円) [高知県] ○転居費用の助成制度 (最大20万円、都道府県レベルでは初) [東京都] ○転居費用助成金の市町村補助事業 (10万円) [福島県]</p> <p>○一時的宿泊施設利用費用助成 [東京都] ○県営住宅への優先入居の制度が [高知県] ○居住支援：①あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、現在居住されている住宅に住むことができなくなった犯罪被害者等に市営住宅への優先入居、②あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、公募による入居を待つことができない急迫の事情がある場合に限り、市営住宅の一時的な使用 (原則2か月、使用料は無料) を認める (市営住宅目的外使用) [名古屋市] ○民間賃貸住宅物件情報提供等制度 (令和2年7月8日から運用開始)：犯罪等により、住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者本人・遺族が、三重県と「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との協定に基づき、①希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供、②入居契約時における仲介手数料の免除、を受けられる支援制度 [三重県]</p> <p>○性犯罪被害支援金 (10万円 [札幌市] ○奨学金返還支援 [神戸市]</p>

関連項目	他自治体の導入例 ※青字は他自治体にはないが、沖縄県で取り入れたい内容
	<p>○遺族生活支援金60万円 [福井県] ○岐阜県犯罪被害遺児激励金：毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、犯罪被害により親等を亡くした遺児に激励金を贈与。激励金の額：休養時及び小学校児童一人あたり15,000円、中学生生徒一人あたり20,000円、高等学校生徒一人あたり25,000円(申請時から高等学校在学中(20歳未満)まで毎年支給 [岐阜県] ○愛知県犯罪被害遺児支援金制度(1.5~2.5万円) [愛知県] ○「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」制度：18歳未満の犯罪被害遺児等に年額12万円を支給 [徳島県]</p> <p>○「広島県二次被害防止・軽減支援金」：報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合の費用の一部を支援(支給額23万円) [広島県]</p> <p>○無料法律相談制度(最大1時間30分)※弁護士会との連携強化 [東京都] ○法律相談(無料で精通弁護士による相談) [大阪市] ○弁護士による無料法律相談 [和歌山県] ○弁護士会との協定による無料法律相談 [高知県] ○一時保護(急を要する場合の県職員住宅への一時入居) [高知県]</p> <p>○被害者参加弁護士費用の助成制度(10万円) [東京都] ○再提訴費用の助成(上限金額：1つの損害賠償請求について33万円) [大阪府] ○再提訴費用助成金(上限33万円) [愛知県] ○再提訴費用助成金(上限32万円) [山口県] ○再提訴費用補助金(上限32万円) [高知県]</p> <p>○軍属の犯罪の被害者への通訳手配 ○軍属の犯罪の被害者への精通弁護士手配 ○入院時等のベトケア費用助成</p>
II各論 方針2精神的・身体的被害回復	<p>○家事・介護費用助成、精神医療費用助成、カウンセリング費用助成 [札幌市] ○遺族支援金(30万円)、重傷病支援金(10万円)のほか、性犯罪被害支援金(10万円)を支給 [札幌市] ○遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円 [栃木県] ○遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円 [千葉県] ○遺族生活支援金60万円、重傷病生活支援金20万 [福井県] ○遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円 [長野県] ○遺族見舞金50万円、重傷病見舞金20万円 [山口県] ○遺族見舞金60万円、重傷病見舞金30万円 [熊本県] ○遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円、精神療養見舞金5万円 [愛知県] ○見舞金の市町村補助事業(1/2の補助、上限：遺族15万円、重傷病5万円) [新潟県] ○見舞金の市町村補助事業(遺族30万円、重傷病15万円) [福島県] ○見舞金給付制度(死亡30万円、重傷病10万円)令和3年度実績：32件 [東京都] ○生活資金補助金(死亡30万円、重傷病10万円) [高知県] ○見舞金：遺族が、損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給 [名古屋市] ○遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円、精神医療見舞金5万円 [三重県] ○見舞金の支給(条例・見舞金支給要綱) ※遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円のほか、性犯罪被害見舞金(10万円) [大阪市] ○重傷病支援金(条例7条) [明石市] ○精神医療支援：精神医療機関に受診した場合に、医療費の自己負担分の半額を支給 [名古屋市]</p> <p>○「あかし被害者基金」の設置：令和2年3月に「あかし被害者基金条例」を制定し、犯罪被害者等の支援に関する事業に要する経費に充てるための基金を設置している。 [明石市] ○「広島県二次被害防止・軽減支援金」：報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合の費用の一部を支援(支給額23万円) [広島県] ○「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」制度：18歳未満の犯罪被害遺児等に年額12万円を支給 [徳島県] ○全市町村が見舞金制度を設けており、県が市町村に費用の半額を助成 [大分県]</p>
II各論 方針3再被害・二次的被害防止	<p>○令和2年7月、犯罪被害者等が受ける二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援や施策に反映させるための改正 [神奈川県] ○「広島県二次被害防止・軽減支援金」：報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合の費用の一部を支援(支給額23万円) [広島県] ○県の条例で「二次的被害」の定義を定めるとともに(条例2条3号)、その防止について明文化(都道府県では全国初) [大分県]</p> <p>○被害者参加弁護士費用の助成制度(10万円) [東京都]</p> <p>○弁護士による相談体制の充実を定め(条例第12条) [神奈川県] ○法律相談(無料で精通弁護士による相談) [大阪市] ○弁護士による無料法律相談 [和歌山県]</p>

関連項目	他自治体の導入例 ※青字は他自治体にはないが、沖縄県で取り入れたい内容
Ⅱ各論 方針4 県民・事業者理解促進	<p>○知事・公安委員会と民間支援団体が連携及び協力しての総合的支援体制の整備を定め（条例10条）、平成21年6月1日に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置、多くの関係機関が連携して、犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援を一元的に、早期に、途切れなく提供〔神奈川県〕</p> <p>○「いのちの大切さを伝える」講演会講師派遣事業の実施出前講座や啓発動画の作成〔大阪市〕</p> <p>○奈良県による「ふるさと奈良県応援寄付金」（犯罪被害者等支援団体の活動への支援充実）〔奈良県及び市町村〕</p> <p>○県が主催となって、年4回、全市町村と共にネットワーク会議を開催し、パンフレット作成や講演会・研修会等の開催など県下統一的な活動が行われており、県と市町村が一体となって被害者支援施策を充実させる取組をしている。〔大分県〕</p>
Ⅱ各論 方針5 民間団体・支援従事者育成支援	<p>○民間支援団体に対する支援：早期援助団体（大阪被害者支援アドボカシーセンター）に150万円の補助（令和元年度）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（大阪SACHICO）に約1400万円の補助（令和元年度）〔大阪府〕</p> <p>○奈良県による「ふるさと奈良県応援寄付金」（犯罪被害者等支援団体の活動への支援充実）〔奈良県及び市町村〕</p>
Ⅱ各論 方針6 連携協力体制整備	<p>○知事・公安委員会と民間支援団体が連携及び協力しての総合的支援体制の整備を定め（条例10条）、平成21年6月1日に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置、多くの関係機関が連携して、犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援を一元的に、早期に、途切れなく提供〔神奈川県〕</p> <p>○オール大阪での推進体制早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置（条例19条）〔大阪府〕</p> <p>○大学等との連携（条例14条）、観光旅行者等に対する支援（条例15条）、大学等の教育機関が多く、また、日本有数の観光都市である京都市の地域性に根ざした施策を実施している。〔京都市〕</p> <p>○条例制定に合わせて、各市町村と警察署と犯罪被害者支援センターが連携協定を締結、具体的支援につながるようになっている。〔奈良県及び市町村〕</p> <p>○市町村がなら犯罪被害者支援センターの賛助会員となり、人口1人あたり2円で計算した賛助会費を納付することにより民間支援団体への財政的援助を行っている。〔奈良県及び市町村〕</p>

関連項目	他自治体の導入例 ※青字は他自治体にはないが、沖縄県で取り入れたい内容
Ⅲ資料編	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者週間に啓発事業を実施しているほか、条例で6月30日を「犯罪被害を考える日」と定め、啓発活動を行っている。〔秋田県〕 ○県内の犯罪被害者等から手記を募集し、「犯罪被害者等の手記」を刊行している。〔秋田県〕 ○関係機関が参加した「総合支援会議」の設置（個別のケースの検討等）〔東京都〕 ○被害者等支援専門員（コーディネーター）の配置〔東京都〕 ○「被害者等支援ノート」の作成〔東京都〕 ○知事・公安委員会と民間支援団体が連携及び協力しての総合的支援体制の整備を定め（条例10条）、平成21年6月1日に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置、多くの関係機関が連携して、犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援を一元的に、早期に、途切れなく提供〔神奈川県〕 ○弁護士による相談体制の充実を定め（条例第12条）、多数の法律相談が実施されている。〔神奈川県〕 ○令和2年7月、犯罪被害者等が受ける二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援や施策に反映させるための改正〔神奈川県〕 ○被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援（条例7条）〔大阪市〕 ○法律相談（無料で精通弁護士による相談）〔大阪市〕 ○「あかし被害者基金」の設置：令和2年3月に「あかし被害者基金条例」を制定し、犯罪被害者等の支援に関する事業に要する経費に充てるための基金を設置している。〔明石市〕 ○大学等との連携（条例14条）、観光旅行者等に対する支援（条例15条）、大学等の教育機関が多く、また、日本有数の観光都市である京都市の地域性に根ざした施策を実施している。〔京都市〕 ○奈良県による「ふるさと奈良県応援寄付金」（犯罪被害者等支援団体の活動への支援充実）〔奈良県及び○外国人向けのチラシ（複数言語）の作成〔山口県〕市町村〕 ○犯罪被害者等支援条例に加えて「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定〔福岡県〕